

令和2年6月13日

児童生徒保護者の皆様へ

大阪府立茨木支援学校

6月15日（月）からの給食指導の実施について

1 給食指導実施における基本的な感染防止対策について

- ① こまめな手洗いや手指消毒を徹底します。
 - 給食の前後には、流水や液体石けんで必ず手を洗います。
【全ての活動に置いて、手洗いを感染拡大防止対策の基本とします】
(石けん等の使用が難しい場合は、決して強要することなく「流水でしっかり洗う」といった配慮を行います。)
- ② 清潔を保つため、食事中に汚してしまった時の予備の着替え、タオルなどを普段よりも少し多めにご準備をお願いします。

2 児童生徒の喫食（給食）について

- ①喫食時は、机をなるべく対面にせず1～2mの距離を保ち配席し、飛沫を飛ばさないよう、会話をなるべく控えるようにします。
- ②給食ワゴンからの食器、食缶の受け取り・返却は当面、教員が行います。
- ③当面の間、給食配膳と下膳は教員が行い、児童生徒は携わらないようにします。
- ④使用する前と後に机（配膳台・児童生徒机）をアルコール消毒します。
- ⑤摂食支援・介助をする教員（介助時に対面や近距離になる場合、食品・児童生徒の口に直接接触する可能性がある場合）は、(布)エプロン・マスク・三角巾に加え、使い捨て手袋とゴーグルまたはフェイスシールドを着用する場合があります。
- ⑥摂食支援・介助をする教員は、介助の合間に自身の食事をすることは避け、飛沫を防止するため会話することをなるべく控え、マスクを外さず介助を行います。
- ⑦給食後、使用したマスク、エプロン、ハンカチ等はビニール袋等に入れ、毎日持ち帰ります。次の日、改めて清潔なものを持参願います。

3 給食後の歯磨き・口腔ケアについて

- ①喫食後の教室内での歯磨きや口腔ケア、またその介助については飛沫が飛び散りやすいです。結果、感染リスクが高くなるため、飛沫感染防止の観点により、当面控えさせていただきます。食後に口をゆすいだり、お茶を飲んだりすることで口腔衛生に努めるような支援を行います。
- ②給食後の医療的な口腔ケアが必要な場合は、保護者様と相談しながら、可能な限りの個別対応を検討させていただきます。担任までご相談ください。

4 感染症拡大防止対策の基本的 4 項目（大阪府教育庁の指針に基づく）について
本校では、大阪府教育庁から感染症拡大防止対策として示された以下の 4 点を基に、今後の教育活動・支援を行う際の基本的事項として取り扱います。

1. 「手洗いや適宜、手指消毒を行います。」
2. 「空調機器による室温管理を行いつつ、こまめな換気をします」
3. 「活動以外の場面では、身体的距離を可能な限り確保するよう努めます」
4. 「不必要な会話や発声を行わないよう支援します」

以上全ての事項について、個に応じた配慮を基本としつつ、感染拡大防止対策として実施します。

給食指導・食事介助につきましても、試行錯誤を重ねながらの取組みではございます。しかし、感染拡大を決して引き起こさないという教職員全員の強い決意のもと、教育活動・支援を実施してまいります。重ね重ねではございますが、本件につきましても、保護者の皆様のご理解、ご協力を何卒、よろしくお願いいたします。

